

## 6 契約書の作成

原則、寄贈者および受贈者と本ガイドラインの内容に準じた受け取りのルールを記した書面を取り交わし、寄贈品の受け取りや、適正な配布を行います。

## 7 情報管理規定

寄贈者、利用者その他利害関係者などの情報を当人の許可なく流用及び公開しません。

## 8 法令遵守

その活動に関わる法令、規則、基準等を遵守します。また、反社会的勢力、またはそれに準じる社会的勢力下ではなく、経営に関与もしていないことを表明し、将来にわたって該当いたしません。

## 9 問合せ窓口

取り扱う食品や、受贈者または利用者に対し、問合せ窓口と担当者を置き、対応を行います。

## 10 事故対応規定

万が一の事故が発生した場合には、拡大防止と被害者救済、原因究明及び迅速な公開等の規定を作成します。

## 11 実効性の担保

本ガイドライン各条項に沿った活動を遂行できる組織、運営体制を整え、代表者による指導、監督等によってガイドラインの実効性を担保します。

## 12 監査

本ガイドラインを守るために、定期的に衛生管理監査を受けます。監査は、日本フードバンク連盟が定める監査項目に基づき、本ガイドラインの管理者または指定された衛生監査員によって2年に一度実施され、必要に応じ、監査結果を公開します。

※改正に関する手続き、各委員会設置等については、事案発生の都度、本ガイドライン管理者は各会議体を編成し事案にあたることとします。

2009版:施行:2009年10月15日  
改正 2010版:施行:2010年10月14日  
改正 2014版:施行:2014年10月30日  
改正 2017版:施行:2017年10月30日  
改正 2024版:施行:2024年4月1日

管理者及び  
問合せ先

公益財団法人 日本フードバンク連盟

日本フードバンク連盟内 ガイドライン事務局

〒111-0053 東京都台東区浅草橋4-4-4 並河ビル1F [電話] 03-5825-4051

# FOODBANK GUIDE LINE

フードバンクガイドライン

フードバンクの社会資本化を目指して

私たちは、社会的ニーズがありながら未だ確立されていないフードバンクが、日本に必要な「新しい社会的関係性」と「新しい社会的流通」を提供できる「社会資本」のひとつとして成りえると信じています。フードバンクガイドラインでは、業務の基本原則を明らかにしフードバンクが社会資本の役割を担うシステム(仕組み)であることを表明します。



日本フードバンク連盟  
Alliance of Japan Foodbanks

## 基本理念

フードバンクとは食品関連企業などから提供される食品(以下、寄贈食品)の安全性を保ちながら、福祉施設や生活困難な人々を支援する団体等へ適切に届け、有効活用してもらうことを目的に活動しています。また、信頼あるフードバンク活動に取り組みます。本活動を通して、誰もが食べ物に困ることのない社会の構築や食品ロス削減に寄与します。

認証団体は、活動を円滑にするために、寄贈食品を利用する福祉施設や生活困難な人々を支援する団体等の情報を整理し、寄贈食品を有効利用できるよう調整等を図ることは大切だと考えます。また、互いの活動理念を認め合いながら、地域課題や新しい情報等について共有します。さらに、互いに学び合うことで、それぞれの活動基盤の底上げを図りながら持続可能なフードバンク活動を目指します。そして、本ガイドラインをもって広く社会全体へ取り組みを公表し、本ガイドラインを遵守していくことを約束いたします。

- 1 フードバンクとは、食品関連企業他より寄贈された食品等(以下、寄贈食品)を、福祉施設や生活困窮者の支援団体等に届ける活動です。寄贈食品等の食品を安全に正しく届けることができる仕組みを持った公益システムとして、様々な利用者へ新しい食品の流れを提供していくものです。
- 2 フードバンク団体とは、情報を収集・整理し、伝達する役割を果たす当該システムの管理者となるものです。管理者は、利用者の利用上の利害を調整し利便性向上を図ることを第一と考えます。利用者とは、食品関連企業等の寄贈者(以下、寄贈者)や福祉施設及び生活困窮者支援団体等の受贈者(以下、受贈者)、寄贈食品を最終消費する福祉施設及び生活困窮者支援団体等の支援対象者(以下、消費者)、食品を運搬する者、消費者へ直接手渡す手段を講じる者等関わる全ての者を当該システムの利用者(以下、利用者)と考え、その利用上の利害を調整し利便性向上を図ることを第一と考えます。
- 3 フードバンク団体は、前項の者の意思を尊び、信頼関係とその関係継続を第一に考え、互いの役割とその組織の限界を理解した行動をいたします。
- 4 フードバンク団体は、フードバンクシステムが新しい食品ロス削減策と新しい社会福祉供給策の担い手であること、食を通じた社会的セーフティーネットシステムであることを十分に認識し、その責任を負いながらシステム発展に寄与します。
- 5 フードバンク団体は、以下の各項を寄贈者、受贈者及び消費者に対して本ガイドラインを通じ公約をするものであり、以って当該システムの品質を保証するものとして広く社会全体へ公表し、社会へ理解を求めるものでもあります。

## フードバンクガイドライン 全12条

### 1 無償性 / 非営利性

基本的に食品の寄付を受け取る際、または、利用者へ提供する食品に対して対価を求めることがありません。また、寄贈食品を販売するなど、収益を得ることも行いません。ただし、活動を維持継続するため必要な場合は、食品寄贈者と協議し、同意を得られれば、その限りではありません。

### 2 公益性 / 相互協力

互いの活動を支援し合うために、情報を共有し、公益的な協力を行います。

### 3 寄贈食品の受け取りについて

食品の利用について寄贈者から情報を受け、調整を行うが、最終的に食品利用の可否については、寄贈者及び利用者双方の不利益にならないよう協議の上、決定します。また、利用者の安全を守るために各団体で寄贈食品の受け取りに関する基準を作成し、実行します。

### 4 寄贈食品の提供について

寄贈者からの寄贈食品に商品価値やブランドがあることを十分に理解し、寄贈者と合意した条件に従い、寄贈食品を適切に扱います。また、本ガイドラインの理念を守り、寄贈食品を適正に使用し、消費者ができる利用者へのみ食品を提供します。

### 5 寄贈食品の管理

- 1 品質が保証された食品のみ取り扱います。
- 2 寄贈者が指定した品質基準を守り、消費者に品質を保ったまま提供するための管理を行います。また、必要に応じ、この管理办法を公開します。
- 3 特別な扱いを求められた寄贈食品に関しては、情報を集め、整理し、適切に利用者に伝えます。
- 4 寄贈された食品を適切に管理し、必要に応じて寄贈者や利用者に、食品の取り扱いや輸送、保管、配送先などに関する情報を提供します。